



平成 24 年 9 月 24 日

各 位

会 社 名 アキレス株式会社
代表者名 代表取締役社長 伊 藤 守
(コード番号：5142 東証第1部)
問合せ先 取締役経理本部長兼経営企画本部長
藤 澤 稔
(TEL. 03-3225-8628)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、平成 23 年 5 月 31 日にEPS工法において使用される発泡スチロールブロック製品の取引に関し、独占禁止法違反の疑いにより公正取引委員会の立ち入り検査を受けましたが、本日、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

本件につきましては、お客様や株主様ならびに関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この度の命令を厳粛かつ真摯に受け止めるとともに、コンプライアンスの一層の徹底と再発防止に取り組み、信頼回復に全力で努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

EPS工法に使用される発泡スチロールブロック製品の取引に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為があったとして、違反行為をとりやめている旨を確認し、以降同様の違反行為が行われないよう必要な措置をとることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の内容

納付すべき課徴金の額 : 934万円
納付すべき期限 : 平成24年12月25日

3. 業績に与える影響について

課徴金については、平成 25 年 3 月期第 2 四半期において計上する予定としておりますが、本件による業績に与える影響は、軽微であります。

以 上